

## 第37回鳥取家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

令和4年3月2日（水）午後2時00分～午後3時30分

### 2 開催場所

鳥取家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員・五十音順）

生田睦子、石山雄貴、駒井重忠、権田正直、志田卓郎、杉内博文、杉山尊生、  
多田裕一、水野治郎、森木田邦裕

（事務担当者等）

秋山判事、浅原首席家裁調査官、建井首席書記官、小畑主任書記官、石塚事務  
局長、東事務局次長、松本家裁総務課長、渡邊家裁総務課課長補佐（書記）

### 4 議題

- (1) テーマ：家事調停の在り方について
- (2) 次回開催テーマ等

### 5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の選任

森木田邦裕委員が鳥取家庭裁判所委員会の委員長に互選された。

- (3) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が、鳥取家裁における家事調停の在り方について説明を行  
った後、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり。

### 6 次回開催期日等

(1) 次回テーマ

「裁判手続のIT化について」をテーマに意見交換する。

(2) 次回開催期日

開催候補月を令和4年6月とし、日時については追って指定する。

以 上

(別紙)

テーマ「家事調停の在り方について」

○委員長

調停の在り方を見直す全国的な取組の一つとして、時間の設定を分かりやすくし、めりはりのある手続にしていこうと取り組んでいるという説明がありました。これまでは、調停委員が、当事者からじっくりと話を聞いた上で、それぞれの言い分を調整する形で、アドバイスをすることも含め、時間をかけて進めていくというのが理想的な調停の在り方であるという発想がありました。そのため、どうしても時間がかかってしまうことがあり、それに対する不服等が出てきたということがあって、こうした見直しが進められているという状況です。事務担当者からの説明内容のほか、そういった見直しの方向性等に関して御意見があれば伺っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

家事に限らず、民間の間で何か紛争が生じたときの解決の在り方ということで、A委員から意見を伺えればと思います。

○学識経験者委員A

金融機関のADRについて、少し参考になればということでお話をさせていただきます。

金融機関のADRは、2010年から始まった制度で、金融機関の対応にどうも納得がいけないという場合に、裁判によらない解決を図るというものです。裁判にまで行くには費用も時間もかかるということで、ADRという制度を使って、金融機関とお客さんの側との接点を探っていくという、調停と非常に似た目的を持っていると思います。

もう12年くらいたちますので、御存じの方は御存じかと思いますが、若干説明を

させていただきますと、国が指定した指定紛争解決機関がありまして、これは全国銀行協会、それから生命保険協会、損害保険協会などで作られておりますけれども、そういった協会がまさに裁判所の役割をして、あっせんを行っています。

私は、信用金庫ですから、ここは使ってないんですけれども、3名のあっせん委員がいて、当事者から交互に話を聞いて解決を図っていく、和解を目指していくという形になります。

指定紛争解決機関を持たない業態もありまして、これは信用金庫だとか信用組合、それから労働金庫、JAバンクとかです。私どもの場合ですと、全国信用金庫協会というのが東京にあり、その中に全国信金相談所というのが設置されておまして、そこにそれぞれの信用金庫に話をしても解決ができそうにない苦情が持ち込まれることになっております。この全国信金相談所で、こういう案件でしたら、金融ADRを使いましょうと紹介されると、ADRに発展していくという形になります。

全国信金相談所には、調べましたら、2020年度で年間約1500件の苦情、相談が持ち込まれているということで、これを営業日に直すと大体1日600件ぐらいなので、結構な数が全国からは集まってきているという状況です。そのうち2020年度でADRまで行ったのが11件と聞いております。ですから、そこまで行く件数はかなり少ないということになるかと思います。

信用金庫のADRは、東京弁護士会と第一東京弁護士会、第二東京弁護士会で、あっせんをしておられる形になっています。これに係る費用は無料です。信用金庫の協会が負担することになっておまして、利用者に費用負担はありません。

あっせんの期間は3か月から半年ぐらいというのが一般的で、あまり長いと和解をしないということで打ち切りになってしまいます。大体2回から3回の話し合いで解決の糸口が見つからなければ打ち切りになるのが一般的です。

鳥取の場合は、裁判所の近くにある弁護士会の事務所をお借りして、東京の弁護士

会との間でテレビ会議をやっております。これを電子調停という言い方をしているんですけども、テレビ会議で、画面の向こうに東京の弁護士がいて、こちら側で司会進行をしてくださる鳥取の弁護士が1人おられて、当事者がいてスタートするという感じですよ。

ただ、先ほどの家事調停もそうでしたけれども、お互いにその場で聞き合うというのではなく、別室に控えて、それぞれを呼び出して話を30分程度交互に聞いて、あっせん委員の方が上手にというか、お互いの接点がないかどうか調べていく形で進められます。実は私もそのADRの場に1回だけ出たことがありまして、やはり当事者でお互い顔を向き合わせてやると、いろんな感情が出てきてしまうことがあるので、家事調停もよく似ていると思っていますところですよ。

私が経験した例では、2回ぐらい調停を受けて、結局平行線だということで打ち切りという形になってしまいました。その後は裁判に進んでいって、裁判所の判断をいただいたという形になりました。

私は家事調停の経験はないんですけども、やはり短い時間でお互いの言い分をきちっと調停委員の方に聞いていただくためには、事前に書面を出すというのが大事なのかなと思っています、論点を正確に出し、お互いのすり合わせられることがないのかを、早いところで見極めることが必要かなと思っていますところですよ。

いろいろ時間の調整が大変だということを今伺っているんですけども、私の経験したADRでは、お互い仕事で来ていましたので、あまりその辺りは問題になりませんでした。

ただ、お互いがしゃべり出すと長いと思うんですけども、やっぱりちょっと1回の時間は結構長く、待ち時間も長かったようなイメージでした。

何か参考になることがあればいいですが、民間のADRというのはこうした感じで進められているということですね。資料によると、2020年度に11件のADRが

ありましたけれども、そのうち6件は和解の見込みなしということでして、11件中、和解は1件です。やはりそこはお金が絡んでくる金融機関の場合のADRかなという感想を持っています。

○委員長

大変貴重な興味深い御紹介をいただきましてありがとうございました。

家事に関する紛争ということで、先ほどの説明から何か思われたことがありましたら、B委員から伺いたいと思いますが。

○学識経験者委員B

私どもの事務所には婦人相談所がありますが、特にこちらから参考にしてもらいたいといったことではなく、感想ですけれども、電話会議の活用というのが紹介されていたのですが、やはり申立人にとっても相手方にとっても、特に遠方から来られる場合には移動の時間の短縮にもなりますし、交通費もかからないということがあって、いいのかなと思いました。特にDV絡みなどで離婚を争っているような御夫婦の場合、やはり顔を合わせるのも不安だったり、気まずかったりといったこともあるので、そういう面でも利用される方にとっては安心なのかなと思いました。

ただ、オンラインだとか電話だと、相手の表情が見えないとか、コミュニケーションが取りづらいというお話もありました。うちの事務所でもオンライン会議が最近多いんですけれども、一問一答的なやり取りになってしまって、なかなかやり取りがしづらかったり、参加者の反応も読み取りづらかったりということがあると思っています。やはりマスクをしている上に画面越しだと表情が見えづらくて、コミュニケーションを取りづらいという問題があるかなと思いました。

○委員長

ありがとうございます。

電話会議に関しましては、先ほど説明がありましたとおり、当事者に関しては近く

の裁判所か、あるいは弁護士事務所との間で行っており、直接的に当事者の自宅との間では、基本的にはやっております。プライバシーに係る問題をどこで電話しているか分からない状況で扱うのは、裁判所としては非常に怖いということがあって、そういう取扱いをしております。利便性と、当事者のプライバシー等の保護とのバランスがなかなか難しいなと思っているところですが、ちょっと目線を変えてでも、C委員に何か御感想があれば伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○学識経験者委員C

確認なのですが、その遠隔の会議というのは、ビデオというか画面は出さないで、音声だけですか。

○事務担当者

現時点で鳥取家裁において行っている運用としましては、音声のみの電話を利用した調停になっております。今、全国的には一部の庁でウェブ会議を利用し、顔も見える形での遠隔調停の取組が始まっているところではあるんですけども、まだ鳥取には導入されておらず、今後のこととなります。

○学識経験者委員C

分かりました。

内容がずれるかもしれませんが、授業でオンライン会議の機能を結構使うことがありまして、2年間やってきて、音声だけを共有するのと、画面も一緒に共有しているのでは、話している側にとって、話の向こう側の人が聞いているのかどうかの不安が違ってくるなという感想があります。

今の家事調停の在り方について、見直し前と見直し後のことを説明していただいて、見直し後の説明として、例えば計画を事前に作っておくというお話があり、見直しまでのニーズとして、終了時間が分からなかったということもあったのですが、見直し前の家事調停においては、特に終了時間というのは設けずにやってきたという理解

でいいのかということと、計画は事前に作っておくということは見直し前からきつとやっていたと思うのですが、見直し前と後の計画の作り方というのは、何か変わってくるのかなというのが、ちょっとお話を聞いた中で分からない点だったのですが、どうでしょうか。

○事務担当者

まず、一つ目の点についてお答えしますと、見直し前についても終了時間が全く決められていなかったわけではなく、午前でしたら、正午までと決めておりました。午後は午後4時までということで、今よりも30分間長い時間が設定されていましたが、時間内に収めなければならないという意識があまり高くなく、委員長のほうからも最初にお話がありましたように、家事調停委員がじっくりと双方からお話を伺っていくということに重きを置いていたということがありました。

二つ目の点について、計画を作るというふうにおっしゃったのは、具体的には割付表のお話ですか、あるいは聴取事項リストのお話でしょうか。

○学識経験者委員C

割付けであるのか、結局何を見直したのかというのが、よく分からないんです。今のお話ですと、見直しというのは、時間に対する意識を変えたんだというお話で、じゃあその点の優先順位を上げてやっていこうと、そういうようなイメージを持てばいいのでしょうか。

○事務担当者

裁判所としては、意識の変化といいますか、調停時間を2時間に区切るというので、今までよりもさらに短い時間設定とした上で、それを遵守するんだという意識を高めていくということになるので、設定そのものも変化した一方で、もっと根本的なところとしては意識の変化に努めたという御説明になるかもしれません。

○学識経験者委員C

ありがとうございます。何か話の内容が、より鮮明になりました。

でも、一方でなかなか短期間コースの利用者数が伸びないというのですかね。使われない現状が今あるんだということで、なかなか難しいというか、これまでのやり方が間違っているわけではないですし、もちろん話をしっかり聞いてもらったほうが当事者としてもいいと思いますし、そちらのほうがやはり納得ということにつながりやすい。一方で、それでは効率が悪いという、ニーズ二面性をどう調整するかということなんですね。

○委員長

はい。なかなかなじみのない分野でのお話ですので、ちょっと難しいところがあるのかもしれませんが、今も率直な意見を伺いましたが、D委員はどのような感想をお持ちですか。

○学識経験者委員D

調停というのは、裁判までに至らないということで、私は学生時代にアメリカに行っていたことがありまして、御承知のとおりアメリカは何でもかんでも訴訟の国家ですから、そういった経験等から、この調停というのは、日本人には比較的合った事の処し方かなというふうには感じています。

配布いただいた資料の中では、養育費の請求であるとか婚姻費用負担、離婚や夫婦関係の円満調整云々といろんな家事調停があるようですが、私は企業を経営していますので、第一次相続、第二次相続とやってきました。そのときに比較的中心となってやったんですけれども、きょうだいも大変多いんですが、一切問題は起こりませんでした。要は調停まで至らないような、大本で日本人独特の物の考え方というか、万事中庸、和をもって尊しとなすじゃないですけど、大本で争い事を避けて通るというような、そういった技術というか、術を持っているのかなと思うこともあって、正直私にとって、その調停というものの自体がなかなか縁遠いように感じております。

先ほどのリモートの関係では、私も本来ですと出張とか会議とかも大変多いんですけども、多くがもうリモート、例えばZoomを利用してやるということで変わってきています。当初は、なかなか真意が伝わるのかなというようなこともありましたけれども、やはり慣れというものは恐ろしいもので、そういった中でも意見交換がしっかりできるようになったかなと。唯一まだできないのはリモートでの懇親会というか、飲み会というのは、いまだにちょっとそれだけは果たして意味があるのかどうかちょっと分からないところがあります。家庭裁判所でも考えられて、時間的に、メニューじゃないですけども、AであるとかBであるとかCであるとかということで、利用しやすいような形で考えておられるのはすばらしいと思います。

ただ、一番根本のところは、本当にこの調停というものを必要とされている方に使ってもらって、それを利用しやすいとか、そういうことをもっと広い意味で考えてやられたほうがいいのではないかなと思います。

つまり、先ほど言いましたけれど、私の立場にほかの方がなったときに、もっと調停を利用したいというふうに思われる方もあるかもしれないし、やはり個人差とかあるとは思うんですね。そうしたときに、そういった個人差云々というよりも、とにかくやはり利用したいけれどもどうなんだろうかなと、そこでためらいを持たれる方、当然いらっしゃると思います。もちろん普通に我慢する方も中にはいらっしゃるかもしれないし、そういうことを本当に必要な人に上手に利用していただけるようなシステム並びに、やはり本当に広報に尽きると思います。そういったものをしっかりされて、こうしとけばよかったな、こういったのがあったのかというようなことにならないようにされるのが一番いいんじゃないかなと思います。

私が中小企業の経営者として、今調停に近いことをやっていることがあるとするならば、会社の中でのパワハラであるとか、セクシュアルハラスメントの問題等についてです。パワハラの問題では、例えば、役職者は決して相手を抑えつけようというつ

もりで言っているのではなくても、会社の立場として物を言っていたとしても、それがあまりにも強過ぎると、相手のほうが、例えばうつ状態になってしまうということもないとも限りません。そういったことを最終的には私のほうが聞き取りなどをして、その上でこういうふうにお互いやっていきこうよというような形でしていますので、ある意味、調停の延長線上にあるのかなと思ったところです。

いずれにしましても、利用する側が利用しやすいような形にされるのが一番かなと思います。

#### ○委員長

非常に我々としてもしっかりと受け止めなければならない御意見をいただいたと思っております。

E委員は、どのような感想をお持ちになりましたでしょうか。

#### ○学識経験者委員E

鳥取県男女共同参画センターでは、東・中・西部に相談室を設けており、一般の方からの相談を受けているんですけども、気のせいかもしれませんが、このコロナ禍で、何か離婚の相談が増えているんじゃないかな、そういう関連の相談が増えているんじゃないかなということが、ちょっと肌感覚としてあります。そうしたときに、各相談員とも、やはりその後の家事調停という話を、ケースによっては御案内させていただくということで、非常にお世話になっております。

いろいろ皆様方のお話も伺って、率直に今感じるところですけども、A委員がおっしゃったように、私も時間を短縮するという意味では、例えば事前に書類を出していただいて論点を整理する、調停委員が御自分でも論点を整理した上で調停に臨まれると、効率的に聞き取りとか調整ができるのかなということは思いました。

それと、時間の利便性といいますか、申し立てる方等の利便性を考えると、もう既に令和3年から試行スタートということで、この資料のほうにもありますけれども、

やはりウェブでのオンラインでのやり取りというのは進んでいくことになるんだろうと思います。先ほどD委員からもありましたけれど、民間の方からすごく進んでいて、やっと我々行政の、県の方でもオンライン会議が増えてきているのですが、最初は本当に不慣れでトラブルばかりですけれど、慣れてくるとだんだんうまくいくようになりますし、大人数じゃないので、双方向のやり取りもできるんじゃないかなという気はしております。さっきお話があったように、確かにプライバシーの問題で、相手側が自宅からできるのかなと考えたときの難しさというのはあるのですが、そのあたりがうまく、試行もされているので解消されていくと、オンラインで参加するというのは非常に、移動距離も含めて、時間も効率的になるなというふうに今感じました。

それから、これはちょっとどうかと思うんですけども、行政サービスでの利便性等を考えると、市役所等でも土日に関係ないサービス交付したり、会議も夕方に開催したりということ結構やっていらっしゃって、そういうのはなかなか、調停委員もおられて調整が難しいのかもしれませんが、利用者の側に立った時間等の調整がもし可能であれば、平日に休んで遅くされているみたいなことじゃなくて、その利用者の方の都合のいいときにしやすくなると利用しやすいのかなと、実際にはなかなか難しい面もあるかなと思います。単純にそういうふうに思った次第です。

#### ○委員長

ありがとうございました。

先ほどから利用者が利用しやすいという制度の模索を続けるべきだということで御意見をいただいているところですけども、代理人としても、調停委員としても関わっておられると思いますので、F委員のほうから何か御意見いただければと思います。

#### ○弁護士委員F

個人的なことで申し上げますと、実はちょっと特殊な事件をかなりやっていて、鳥取

県だけでなく、県外の家庭裁判所の調停を、年間多分30件から40件ぐらいやっているのと、あと米子では民事の方の調停委員を務めているので、利用される側からもちよつと見られる状態だという前提で聞いていただきたいと思います。まず今回短時間コースの導入という説明があつたんですけれども、これは基本的に賛成です。調停も全部が全部毎回フルに時間を使っているわけではなく、進行状況に応じてやっぱり短いときもあるし、そもそも双方に代理人がついて書面を事前に出しているような場合は、そんなに時間をとらなくていいというケースもあると思います。それは個別のケース・バイ・ケース、あるいは進行状況に応じて、こういう短時間の設定をしていただくというのは、利用する側にとってはすごくありがたい話だと思っています。

ただ問題なのは、例えば資料にも申立人から30分聞いて、相手方から30分聞いてと書いてあるんですけれども、実際はその間に調停委員同士の協議の時間だとか、打合せの時間というのも作らなくてはいけなくて、往々にして時間がずれていくというケースがあるんですよね。実はこれ、裁判所によってなのか、担当される調停委員によってなのか、問題はどうか分からないんですけれども、そういう時間が押したりするときには、事前にちゃんと連絡が来て、ちょっと時間がかかりますから、あとこれぐらいですとかと言ってくれるところと、時間が来て順番がそろそろと待っているのに、もうずっとそのままほったらかしにされて、ひどいときには1時間半ぐらいそのまま、忘れられたんじゃないかと思うようなことも、実は間々あるんですね。

私らは代理人でしょっちゅうやっているから、何となくそういう打合せが伸びたりするんでしょねぐらいには思うんですけれども、当事者本人だけの場合、それが全然分からないので、予定している時間が過ぎても何にも連絡がないと、やっぱりすごく不安になるし、何か自分に対して適当に取り扱われているような気持ちを持たれてしまうと、それはちよつといけないんだろうなというふうに思っています。

かといって無理やり早く切り上げても、調停の中身がなくなると意味もないし、な

なかなか難しいところだと思うんですけど、当事者に時間のことに関してはちゃんと、遅れる場合には遅れることを、随時連絡が行くようになっていけばいいのかなと、利用する側としては思っています。

あと、電話会議の方法なんですけれども、確かに、特に遠方の裁判所のとくに電話会議の調停をやっていただくと、すごく利用する側としてありがたいです。ただ、ありがたい反面、電話だと、先ほどから聞く側がなかなか顔が見えないから聞きにくいということもあるんですが、実は代理人としてしゃべっている側も、こっちの言っていることをちゃんと聞いてもらえているんだろうかという点は、すごく不安になることがあります。要するに、うなづく声だけ聞こえて、ずっとあと黙っておられると、表情が見えないので、こちらが言っていることに対してどういう反応をしているのかというのが全然見えないこともあるので、私自身、個人的には電話会議を使うときと、何回かに1回は行ったほうがいいなと思うときに、あえて遠くても行きますというような形で使い分けをしています。代理人がついている場合は、そういうところも含めて代理人が対応すればいいと思うんですけども、当事者の場合にはなかなかそれは難しいんじゃないのかなと思っています。

#### ○委員長

ありがとうございます。

例えば、短時間コースということも裁判所はできるんですけども、当事者の側から、次はもう1時間でいいんじゃないでしょうかとか、そういうことは言えるんでしょうか、言いにくいんでしょうか。

#### ○弁護士委員F

私は実際言ってます。短時間でいいでしょうというよりは、期日を決めるときに、短時間だったら入るけれども長時間だったら無理ですというときに、この日はこの時間までしかできませんけれどもそれでいいですかという形で、短時間でやってくださ

いとお願いをすることがあります。実は、私が調停委員をやっているときも同じで、特に双方弁護士が代理人になっていると、次回期日の調整は結構難しかったりするんですけども、このときは今回は短時間で終わることを前提としてここに入れさせてくださいってお願いするというのも間々ある話です。

○委員長

逆に短時間コースだったのに、それがすごく長引いたというのは、それはやはりすごく困ることなんでしょうか。

○弁護士委員F

そうですね。それはちょっと困りますね。

実はこの間、まさに電話会議の調停があつて、裁判所から10時に電話をいただく予定で、11時に次の予定を入れてたんですけども、結局電話が11時20分ぐらいになってやっとかかってきて、それまで何の連絡もなかったということがあつて、そういうことがあるとやっぱり困りますね。それは多分、状況によって仕方のない、やむを得ないことだとは思うんですけども、そういうときにはある程度遅れた時点で連絡一本もらえれば助かったのになというふうに思っていることはあります。

○委員長

ありがとうございました。

確かに、いろんなツールが便利に使えるようにはなったんですけども、先ほどから出ていますように、顔が見えないということがあつると、しばらく放っておかれると本当に忘れられているんじゃないかといった、不安をすごくかき立てることになるというのは、おっしゃられたとおりだと思いますので、しっかりと説明をすることなどが必要になってくるんだろうなと感じた次第です。

G委員はいかがですか。

○弁護士委員G

先ほどF委員から話がありましたので、私もそのとおりだなと思いながら聞いておりました。

やはりそのケース・バイ・ケースだろうと思います。先ほど説明にあった経済事案とそれ以外によっても違ってくると思います。養育費とか財産分与のような経済事案に関しては、双方に代理人がついていて、あらかじめ詳細な書面を提出するという場合が多くあると思います。そういった場合に、長時間コースはちょっと当事者として困るなという場合があります。他方で、初回の離婚調停とか面会交流の問題、親権の問題が絡むようなときに、初回からもう30分で切り上げますというようなことを言われますと、やはり当事者の方としては何か話を聞いていただけないんじゃないかなというような不満を持つかもしれません。ですから、その進行に応じて、あるいはその事案の内容に応じて、あるいは双方に代理人がついているケースとついていないケースで、ちょっと使い分けていただけるのが本当はいいのかなと思います。

実際に時間がかかっても、やはり話をきちんと聞いていただけたという感覚があれば、納得感につながると思うんですが、実際は相手方が述べている不平不満を、ほぼそのまま聞かされているとか、何かもう、こちらが言ったことを相手に伝え、相手方が言うことをこちらに伝えるというキャッチボールで平行線になっていると、一体この調停でどこが折り合いのつけられるところなのか、調停委員はどのように考えているのか、仲裁なのか、あっせんなのか、何か解決策というものを提案していただけるのか、そうではないのかというようなことがあって、要は、ずっと平行線のまま時間だけがたっていくということについては、当事者の方にとって不満になるのかもしれない。ですから、そこは調停委員の技能研修とか、そういったことで改善していくことだとは思いますが、一つ現場にいる者の意見として聞いていただければと思います。

○委員長

率直な御意見をいただいたなというふうに思っています。

引き続き、同じ法曹として、今日どういう感想を持たれたか、H委員に伺いたいのですが、お願いします。

#### ○検察官委員H

私自身は、もはや仕事を始めてから調停に関わることがございませんで、調停というと、二十数年前に、当時お世話になった先生にくっついて裁判所の廊下で何十分か待たされて、部屋に入って行ってというのを繰り返したという記憶です。

第三者的なというか、無責任な修習生の立場から見ると、これはこういう結論しかないじゃないかと思うものであっても、やっぱり本人たちの感情が落ち着くまで時間をかけて解きほぐしていくのが調停なんだろうなというふうに思っていました。

調停の制度そのものについて私が何かを言うということはないんですが、先ほどから遠隔地での聴取という話がありました。最近検察でも、特に鳥取では新型コロナの第5波までは比較的感染者数が少ない状況で推移していましたので、参考人というか、ちょっとお話を聞かなくちゃいけない人が大阪とか東京にいますというときに、ちょっと気軽に、今までみたいに出張に行ってきますと言いくくなりまして、どうしようかという話をいたしました。どうしても電話で話を聞くというのはリスクなんですね。その相手の反応が見えないというのもありますし、相手がどういう環境にいるか分からない中でお話を聞くのはちょっと難しいということで、今我々のほうで試行しているのが、やはりテレビ会議のシステムの利用となっています。

検察庁は、検察庁の施設ごとにテレビ会議の設備を導入しています。これも数年前までは切れたりつながったり、何しゃべっているか分からなくなるといった非常にクオリティーが低いものだったのですが、ここ何年かで機材が更新されて回線もよくなったらしく、大分クリアでききれいな映像、音声が入ってくるようになりました。こういうものを使って、しかも基本的に1対1で話をするとなると、大分やりやすいとい

うのが実感です。

テレビ会議を数人単位でやっているのと、どうしても誰か一人がしゃべっているのをずっとほかの人は聞いているという感じになって、あまり議論に適さないなと思っていたのですが、1対1でやっている分には、あまりその辺りの違和感がないなと思っております。

ただ、もちろん、その空気感みたいなものも含めて情報を集めるという意味では、対面よりはだいぶ情報の解像度も落ちるといいますか、クオリティーが下がるなというのが実際のところですが、今の調停の話で言えば、裁判所に来てもらって裁判所同士をつないでというのであれば、対応というのは今後できるんじゃないかなというふうには思っています。

これをどこまで外に広げていけるのかというのは、恐らく今後のいわゆるIT化と呼ばれる制度改正の射程範囲になってくるんだろうとは思っているのですが、ある程度は大体できることはあっても、やっぱり最後の最後には、本人たちとの信頼関係というのか、本音の部分はどう聞き出すかという話になってくると、やっぱりテレビや電話回線の向こう側では難しいなというのが率直な感想ではございます。

○委員長

ありがとうございました。

何か今日は各委員から一通り話を聞くというような形になってしまいましたけれども、直接調停は担当していませんが、裁判所の立場としてI委員、どのように聞かれましたでしょうか。

○裁判官委員I

私は直接調停をやっておりませんが、今日の委員の皆さんの御意見を伺って、裁判所としても、さらにやはり利用する人の目線、それからこれから利用するであろう人の目線と、そこまで想像を膨らませて、メニューの提案としてもそうなんですけ

れども、その実際のやり方、運用についても、いろんな工夫とかやりようというのがあるのかなというふうに思いました。今日の御意見をさらに踏まえて、よりよい調停、内実がある意味でのよりよいものになるようにというのは努力すべきことがたくさんあるなというふうに感じました。

ウェブ会議方式については、少し先ほども御紹介申し上げましたけれども、まずは東京、大阪、名古屋、福岡というところで先行はされていまして、徐々に広まっていて、鳥取のほうでは実施がいつというのはまだ決まっておられませんけれども、今後実際やっていく中で、ある程度ウェブ会議の技術、やり方、調停委員の技術なども含めて、そういったものはやっぱり向上していくものかなと思いますけれども、他方において、どうしても最後の部分が残るというのもまた真実かなというふうに思っていて、そこはなかなか悩ましい問題ではあるんですけれども、今後の方向性としてはもう動かないところだと思いますので、その中で、我々としてできることをやるべきだなというふうに思いました。

#### ○委員長

一通り御意見を伺うような形になりましたけれども、他の委員の話を聞かれて、こういう感想を持ったとか、あるいは言い残したことがあるということがありましたら伺っておきたいと思いますが。

#### ○学識経験者委員A

一番にしゃべらせてもらったので、皆さんの御意見を伺いながらちょっと思ったことがあります。

先ほど金融ADRの話を見せてもらって、やっぱりお金に絡むところなので、しかも我々とお客様との間の紛争になりますので、金融機関側はある程度こうですという書面が用意できるんですね。ところが、相手の方はやはり素人とは言いませんけれども、経営者の方であったり個人の方であったりしますので、事前の書面の準備なんか

できない、代理人を立てなければそんなことはできないというのが一般的で、かなりその辺りでは差がある状態でのスタートになるケースも多く、だから和解しないのではないかなというところもあったりします。

我々金融機関では、一番ふだん目にするのは、やはり遺産分割ですね。亡くなられてお父さん、お母さんの預金を解約に来られ、きょうだいの誰々がいるんだけれども、これが来たら出しては駄目だよとか、我々としては手続をちゃんとしてくださいというお願いをするんですけれども、お互いがお互いのことを請求されてくると、我々としてはどちらか一方に払うわけにもいきませんのでというお願いをするわけですが、そうしたら家庭裁判所の方の調停という形になってくるということですね。

その金融ADRでは、なかなかそこに至るまでのきょうだいの歴史とかわだかまりとかというのが分からないです。家庭裁判所の調停で、その長い間のいろんなわだかまりがあるんでしょから、現在に至るまで、その辺りをじっくり聞くというか、先ほどじっくりというお話が出てきたんですけれども、家事調停ってそういうところが大事なかなというふうには、時間がかかるにせよ大事な部分じゃないかなというふうに、改めて今日感じさせてもらいました。

ということで、時間の問題云々はあると思うんですが、夫婦の離婚にしろ、いろんなわだかまりがあって何年も辛抱してきているという形になってきているんでしょから、その辺も話をじっくり聞いて、終わった後はすっきりという形の家事調停になるのが一番いいのかなというふうな感想として持たせてもらいました。

#### ○委員長

ありがとうございます。D委員からお話がありましたとおり、利用者が本当に利用しやすい、そういう手続を用意していくというのが裁判所として一番に考えなければいけないところだと思いますし、今日のいろんな御意見の中にも、やっぱりじっくり話を聞いてもらいたいというのが根底にあるんじゃないのかという話もありましたし、

それをしっかり受け止めないといけないというふうには思います。

ただ、そこでどういう時間の使い方をしているのか説明がないのが一番不安だという御意見を伺いましたので、よりよい制度の在り方を目指して、これからもしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。